

# 兵庫県公報

平成29年3月31日 金曜日 第5号外

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

規 則	ページ
○ 兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則（財政課）	2
○ 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（大学課）	5
○ 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（生活支援課）	6
○ 兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部を改正する規則（能力開発課）	7
○ 産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（新産業課）	8
○ 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（林務課）	8
○ 森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（同）	9
○ 民有林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則（治山課）	17
○ 豊かな海づくり資金利子補給規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（水産課）	18
○ 漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則（同）	18
○ 環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（自然環境課）	18
○ 兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（港湾課）	19
○ 収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（会計課）	20
<b>告 示</b>	
○ 平成14年兵庫県告示第1443号（民有林道事業補助金交付要綱）の一部改正（治山課）	20

## 公布された法令のあらまし

### ●兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則（規則第9号）

次に掲げる規則に定める使用料等をそれぞれ改定する等所要の整備を行うこととした。

- 1 兵庫県民会館管理規則
- 2 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則
- 3 兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則
- 4 兵庫県立芸術文化センター管理規則
- 5 兵庫陶芸美術館管理規則
- 6 兵庫県立生活創造センター管理規則
- 7 兵庫県福祉センター管理規則
- 8 兵庫県立生活科学総合センター管理規則
- 9 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則
- 10 兵庫県立職業能力開発校運営規則
- 11 兵庫県中央労働センター管理規則
- 12 兵庫県立円山川公園管理規則
- 13 兵庫県立丹波年輪の里管理規則
- 14 兵庫県立但馬ドーム管理規則
- 15 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公園管理規則
- 16 兵庫県立体育施設管理規則
- 17 兵庫県立フラワーセンター管理規則
- 18 兵庫県立農業大学校管理規則
- 19 兵庫県立森林大学校管理規則
- 20 兵庫県立都市公園条例施行規則

**◎本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第10号）**

兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則の一部改正に伴い、所要の整備を行うこととした。

**◎個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第11号）**

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令の一部改正により、生活保護の実施等において、知事が特定個人情報の提供を求めることができる事務及び知事が提供を求めることができる特定個人情報が追加されたことを踏まえ、所要の整備を行うこととした。

**◎兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部を改正する規則（規則第12号）**

第10次兵庫県職業能力開発計画に基づき、求職者の訓練ニーズ及び地域企業の人材ニーズに対応した職業能力の開発を実施するため、兵庫県立職業能力開発校の訓練科目及び兵庫県立但馬技術大学校の教育訓練科目について所要の整備を行うこととした。

**◎産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第13号）**

県内全域において本社機能を担う事業所（以下「本社事業所」という。）の新設を促進し、産業の活性化及び新たな雇用の創出を図るため、事業税及び不動産取得税の不均一課税の対象となる新本社事業所整備事業（本社事業所の移転のために県内に新本社事業所を整備する事業をいう。）を行う法人の範囲等について所要の整備を行うこととした。

**◎兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第14号）**

木材の安定供給の確保に関する特別措置法の一部改正により、林業・木材産業改善資金に係る償還期間の特例が設けられることに伴い、所要の整備を行うこととした。

**◎森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則（規則第15号）**

森林組合法の一部改正により、森林組合が自ら森林を経営する事業を行うための要件が見直されること、生産森林組合が株式会社、合同会社又は認可地縁団体に組織を変更することができるようになること等を踏まえ、森林組合等が行う申請に係る手続を定める等所要の整備を行うこととした。

**◎民有林林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則（規則第16号）**

平成29年度から、重要なインフラである林道の適切な維持管理、更新等を着実に推進するため、既設の林道の橋梁、トンネル等の重要な施設を保全する事業を民有林林道事業補助金の対象事業とすることとする等所要の整備を行うこととした。

**◎豊かな海づくり資金利子補給規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（規則第17号）**

兵庫県信用漁業協同組合連合会と和歌山県信用漁業協同組合連合会が合併し、なぎさ信用漁業協同組合連合会が発足すること等に伴い、所要の整備を行うこととした。

**◎漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則（規則第18号）**

独立行政法人水産大学校法が廃止されるとともに、水産大学校が国立研究開発法人水産研究・教育機構の教育訓練施設とされたことを踏まえ、漁業監督吏員の資格について所要の整備を行うこととした。

**◎環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則（規則第19号）**

工場立地法の一部改正により、町の区域における一定の工場の緑地面積等に係る地域準則について、町が定めることができるものとされること等を踏まえ、所要の整備を行うこととした。

**◎兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則（規則第20号）**

尼崎西宮芦屋港において整備を行った岸壁について、その使用制限重量を定めることとした。

**◎収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則（規則第21号）**

使用料及び手数料徴収条例の一部改正により、都市の低炭素化の促進に関する法律に関する手数料に低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料が追加されること等に伴い、所要の整備を行う。

**規 則**

兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第9号

## 兵庫県民会館管理規則等の一部を改正する規則

(兵庫県民会館管理規則の一部改正)

第1条 兵庫県民会館管理規則(昭和49年兵庫県規則第26号)の一部を次のように改正する。

別表2の部事務室の款事務室の項中「780円」を「750円」に改め、同款倉庫の項中「490円」を「450円」に改める。

(兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立尼崎青少年創造劇場管理規則(昭和53年兵庫県規則第75号)の一部を次のように改正する。

別表舞台設備の款附属設備の欄中「舞台用いす」を「舞台用椅子」に、「連弾用ピアノいす」を「連弾用ピアノ椅子」に、「ベース用いす」を「ベース用椅子」に、「蹴込み」を「蹴込み」に改め、同款基準額の欄中「210円」を「200円」に、「620円」を「600円」に、「360円」を「350円」に、「260円」を「250円」に、「520円」を「500円」に改め、同表楽器の款基準額の欄中「870円」を「850円」に、「360円」を「350円」に改め、同表音響設備の款附属設備の欄中「はね返りスピーカー」を「跳ね返りスピーカー」に改め、同款基準額の欄中「820円」を「800円」に、「310円」を「300円」に、「620円」を「600円」に、「360円」を「350円」に改め、同表映写設備の款基準額の欄中「310円」を「300円」に改め、同表照明設備の款基準額の欄中「620円」を「600円」に、「720円」を「700円」に、「260円」を「250円」に改め、同表その他の款基準額の欄中「260円」を「250円」に改める。

(兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則の一部改正)

第3条 兵庫県立ひょうご女性交流館管理規則(平成8年兵庫県規則第6号)の一部を次のように改正する。

別表事務室の項中「780円」を「750円」に改め、同表倉庫の項中「490円」を「450円」に改める。

(兵庫県立芸術文化センター管理規則の一部改正)

第4条 兵庫県立芸術文化センター管理規則(平成17年兵庫県規則第55号)の一部を次のように改正する。

別表ホールセットの款舞台設備セットの項中「演奏者用いす」を「演奏者用椅子」に改め、同表備考5中「2」の右に「又は4」を加え、「10円未満の端数が生じたときは、切り捨てる」を「50円未満の端数が生じたときはその端数を切り捨て、50円以上100円未満の端数が生じたときはその端数を50円とする」に改める。

(兵庫県陶芸美術館管理規則の一部改正)

第5条 兵庫県陶芸美術館管理規則(平成17年兵庫県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項第1号中「65歳」を「70歳」に改める。

別表第1撮影の款中「310円」を「300円」に改める。

(兵庫県立生活創造センター管理規則の一部改正)

第6条 兵庫県立生活創造センター管理規則(平成20年兵庫県規則第23号)の一部を次のように改正する。

別表2の部多目的グラウンドの款中「620円」を「600円」に改め、同表3の部舞台設備の款附属設備の欄中「舞台用いす」を「舞台用椅子」に、「折りたたみいす」を「折り畳み椅子」に、「ベース用いす」を「ベース用椅子」に、「蹴込み」を「蹴込み」に、「雪かご」を「雪籠」に改め、同款基準額の欄中「210円」を「200円」に、「310円」を「300円」に、「520円」を「500円」に、「410円」を「400円」に改め、同部音響設備の款附属設備の欄中「はね返りスピーカー」を「跳ね返りスピーカー」に改め、同款基準額の欄中「720円」を「700円」に、「820円」を「800円」に改め、同部その他の款基準額の欄中「310円」を「300円」に改める。

(兵庫県福祉センター管理規則の一部改正)

第7条 兵庫県福祉センター管理規則(昭和50年兵庫県規則第60号)の一部を次のように改正する。

別表1の部団体専用室の款事務室の項中「780円」を「750円」に改め、同款倉庫の項中「490円」を「450円」に改める。

(兵庫県立生活科学総合センター管理規則の一部改正)

第8条 兵庫県立生活科学総合センター管理規則(平成20年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表無響室の項中「510」を「500」に改める。

(工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則の一部改正)

第9条 工業技術センターの使用料及び手数料の額を定める規則(昭和48年兵庫県規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表第3工作機械の款摩擦攪拌接合装置かくはんの項を削り、同表試験機械の款迅速熱伝導率計の項の次に次のように加える。

熱重量測定示差熱分析装置	1時間につき 1,200円
--------------	---------------

別表第3試験機械の款濁度計の項、粘度計の項及び高延性材料試験機恒温槽の項を削り、同款高延性材料試験機の項を次のように改める。

高延性材料試験機	恒温槽を使用するもの	1時間につき 3,200円
	恒温槽を使用しないもの	1時間につき 2,100円

別表第3試験機械の款摩擦係数測定器の項、シャルピー衝撃試験機の項及び小型環境試験機の項を削る。

別表第5繊維染色加工の款繰返し加工の項及び綜紵<sup>そうこう</sup>及び箆<sup>おさ</sup>通し加工の項並びにその他の加工の款意匠設計の項を削る。

(兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正)

第10条 兵庫県立職業能力開発校運営規則(昭和48年兵庫県規則第18号)の一部を次のように改正する。

第12条の見出しを「(授業料等の納入)」に改め、同条第1項中「第4条第2項」を「第4条第2項第1号」に改め、同条に次の1項を加える。

5 入校審査料は入校願書の提出の際に、入校料は入校を許可された際に納めなければならない。

第13条の見出し中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第1項中「認めて授業料」の右に「、入校料及び入校審査料(以下「授業料等」という。)」を加え、同項第2号中「授業料」を「授業料等」に改め、同条第2項中「授業料の」を「授業料等の」に、「授業料免除申請書」を「授業料等免除申請書」に改め、同項第1号中「又は市区町村長」を削り、同条第3項中「授業料免除申請書」を「授業料等免除申請書」に改め、同条第4項から第6項までの規定中「授業料」を「授業料等」に改める。

様式第5号中「授業料免除申請書」を「授業料等免除申請書」に、「授業料の免除」を「授業料等の免除」に、「授業料の額」を「授業料等の種類及び額」に改める。

(兵庫県中央労働センター管理規則の一部改正)

第11条 兵庫県中央労働センター管理規則(昭和52年兵庫県規則第3号)の一部を次のように改正する。

別表2の部事務室の款事務室の項中「780円」を「750円」に改め、同款倉庫の項中「490円」を「450円」に改める。

(兵庫県立円山川公苑管理規則の一部改正)

第12条 兵庫県立円山川公苑管理規則(昭和62年兵庫県規則第86号)の一部を次のように改正する。

別表第1ボートの款シングルスカルの項中「570円」を「550円」に改め、同表カヌーの款カナディアンカヌーの項中「620円」を「600円」に改め、同款カヤックの項中「460円」を「450円」に改める。

別表第2美術展示室の款所蔵品展の項中「210円(高校生が利用する場合は、100円)」を「200円」に改め、「(高校生が利用する場合は、80円)」を削り、同款企画展の項中「360円(高校生が利用する場合は、180円)」を「350円」に、「310円(高校生が利用する場合は、150円)」を「300円」に改める。

(兵庫県立丹波年輪の里管理規則の一部改正)

第13条 兵庫県立丹波年輪の里管理規則(昭和63年兵庫県規則第20号)の一部を次のように改正する。

別表イベント広場の項中「210円」を「200円」に改める。

(兵庫県立但馬ドーム管理規則の一部改正)

第14条 兵庫県立但馬ドーム管理規則(平成10年兵庫県規則第47号)の一部を次のように改正する。

別表持込み電気器具用コンセントの項中「310円」を「300円」に改め、同表可動席ヒーターの項中「80円」を「50円」に改める。

(兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則の一部改正)

第15条 兵庫県立淡路夢舞台国際会議場及び淡路夢舞台公苑管理規則(平成12年兵庫県規則第8号)の一部を次のように改正する。

別表淡路夢舞台国際会議場の款同時通訳設備・通信設備の項中「310円」を「300円」に、「510円」を「500円」に改め、同款会議設備の項附属設備の欄中「会議用いす」を「会議用椅子」に改め、同項基準額の欄中「410円」を「400円」に、「510円」を「500円」に、「210円」を「200円」に、「310円」を「300円」に、「720円」を「700円」に改め、同款映像設備の項中「510円」を「500円」に、「210円」を「200円」に改め、同款照明設備の項中「620円」を「600円」に改め、同表淡路夢舞台公苑の款野外劇場の項中「510円」を「500円」に、「310円」を「300円」に改める。

(兵庫県立体育施設管理規則の一部改正)

第16条 兵庫県立体育施設管理規則(平成24年兵庫県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表2の部体育設備及び器具等(多目的ホール)の款体育競技用設備の項中「510円」を「500円」に、「310円」を「300円」に改め、同款バレーボール用支柱(ネットを含む。)の項及びテニス用支柱(ネットを含む。)の項中「510円」を「500円」に改め、同款バドミントン用支柱(ネットを含む。)の項及び卓球台(サポートネットを含む。)の項中「310円」を「300円」に改め、同款24秒・30秒ルール装置の項中「510円」を「500円」に改め、同款審判台の項から対戦表示板の項までの規定中「210円」を「200円」に改め、同部駐車場の款中型車(乗車定員11人以上30人未満又は車両総重量4トン以上8トン未満の自動車をいう。)の項中「820円」を「800円」に改め、同款小型車(大型車及び中型車以外の自動車(自動二輪車を除く。)をいう。)の項中「510円」を「500円」に改め、同部その他の款持込み電気器具用コンセントの項中「260円」を「250円」に改める。

(兵庫県立フラワーセンター管理規則の一部改正)

第17条 兵庫県立フラワーセンター管理規則(昭和52年兵庫県規則第1号)の一部を次のように改正する。

別表基準額の項中「720円」を「700円」に改める。

(兵庫県立農業大学校管理規則の一部改正)

第18条 兵庫県立農業大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第34号)の一部を次のように改正する。

第7条及び第9条中「知事」を「大学校長」に改める。

第25条中「第3条第3号」を「第5条第3項」に、「大学校長」を「知事」に改める。

第25条の2中「第5条第2項」を「第5条第3項」に改める。

様式第1号中「兵庫県知事」を「兵庫県立農業大学校長」に改める。

様式第11号中「兵庫県立農業大学校長」を「兵庫県知事」に改める。

(兵庫県立森林大学校管理規則の一部改正)

第19条 兵庫県立森林大学校管理規則(平成28年兵庫県規則第38号)の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「知事」を「大学校長」に改める。

第18条を第21条とし、第17条の次に次の3条を加える。

(研修の種類)

第18条 条例第3条第2号及び第3号に規定する研修(以下「研修」という。)の種類は、高度化研修及び一般研修とする。

2 研修の課程、科目、期間、受講者等研修の実施に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(研修の受講手続)

第19条 研修を受講しようとする者は、知事が定める書類を知事に提出しなければならない。

(研修の受講の許可)

第20条 知事は、前条に規定する書類を提出した者のうち、相当と認める者に対して研修の受講を許可する。

様式第1号中「兵庫県知事」を「兵庫県立森林大学校長」に改める。

(兵庫県立都市公園条例施行規則の一部改正)

第20条 兵庫県立都市公園条例施行規則(昭和39年兵庫県規則第105号)の一部を次のように改正する。

別表第4の1の部第2野球場の款中「720円」を「700円」に改め、同部テニスコートの款中「460円」を「450円」に改め、同表2の部海上展望施設の款中「210円」を「200円」に、「及び障害者」を「、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒並びに障害者」に改め、「とし、高等学校及びこれに準ずる学校の生徒が利用する場合は120円(20人以上の団体で利用する場合は、100円)」を削り、同表3の部附属設備の款リハーサル室の項及び楽屋の項中「620円」を「600円」に改め、同款テントの項中「360円」を「350円」に改め、同款持込み電気器具用コンセントの項中「260円」を「250円」に改め、同表4の部球技場の款中「510円」を「500円」に改め、同部テニスコートの款中「670円」を「650円」に改め、同表5の部テニスコートの款中「360円」を「350円」に改め、同表7の部多目的グラウンドの款中「210円」を「200円」に改め、同部第2多目的グラウンドの款中「820円」を「800円」に、「410円」を「400円」に、「210円」を「200円」に改め、同表8の部グラウンドゴルフ場の款中「、障害者が利用する場合は130円とし」を削り、「児童等」の右に「及び障害者」を加え、同表9の部屋内プールの款中「720円」を「700円」に、「360円」を「350円」に、「820円」を「800円」に、「410円」を「400円」に改め、同部備考3中「65歳」を「70歳」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

~~~~~

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関

する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第10号

本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則及び個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

次に掲げる規則の規定中「兵庫県立の中学校、高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則」を「兵庫県立の高等学校及び中等教育学校の授業料等の免除及び減額に関する規則」に改める。

- (1) 本人確認情報の提供、利用及び保護に関する条例施行規則（平成16年兵庫県規則第59号）別表第3の2の項事務の欄(2)
- (2) 個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）別表第1の9の項事務の欄(2)

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。



個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第 11 号

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

個人番号の利用、特定個人情報の提供等に関する条例施行規則（平成27年兵庫県規則第51号）の一部を次のように改正する。

別表第2の4の項事務の欄及び情報の欄を次のように改める。

|                                                                                                                                          |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(1) 別表第1の4の項事務の欄(1)、(3)、(4)、(7)及び(8)に掲げる事務</p> <p>(2) 外国人に対する生活保護法第24条第1項の規定に準じて行う保護の開始又は同条第9項の規定に準じて行う保護の変更の申請に係る事実についての審査に関する事務</p> | <p>保護を必要とする状態にある外国人又は生活保護法第2条の規定に準じて行う保護を受けていた外国人（以下「要保護外国人」という。）に係る次に掲げる情報</p> <p>ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第19条の2第1項の小児慢性特定疾病医療費の支給、同法第20条第1項の療育の給付の支給又は同法第24条の2第1項の障害児入所給付費の支給に関する情報</p> <p>イ 生活保護実施関係情報</p> <p>ウ 生活保護法第55条の4第1項の就労自立給付金の支給に関する情報</p> <p>エ 児童扶養手当支給関係情報</p> <p>オ 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第13条第1項、第31条の6第1項、第32条第1項、附則第3条第1項若しくは附則第6条第1項の資金の貸付け又は同法第31条第1号（同法第31条の10において読み替えて準用する場合を含む。）の給付金の支給に関する情報</p> <p>カ 特別児童扶養手当支給関係情報</p> <p>キ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律第17条の障害児福祉手当の支給又は同法第26条の2の特別障害者手当の支給に関する情報</p> <p>ク 国民年金等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号）附則第97条第1項の福祉手当の支給に関する情報</p> |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

- ケ 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第1項若しくは第3項の支援給付の支給の実施、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号。以下「平成19年改正法」という。）附則第4条第1項の支援給付の支給の実施若しくは中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成25年法律第106号。以下「平成25年改正法」という。）附則第2条第1項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成25年改正法による改正前の中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（以下「旧法」という。）第14条第1項の支援給付、平成25年改正法附則第2条第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第3項の支援給付若しくは平成25年改正法附則第2条第3項の支援給付の支給の実施又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第14条第4項（平成19年改正法附則第4条第2項において準用する場合を含む。）若しくは平成25年改正法附則第2条第1項若しくは第2項の規定によりなお従前の例によるものとされた旧法第14条第4項の規定によりその例によるものとされる生活保護法第24条第1項の開始若しくは同条第9項の変更、同法第25条第1項の職権による開始若しくは同条第2項の職権による変更若しくは同法第26条の停止若しくは廃止に関する情報
- コ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第6条の自立支援給付の支給に関する情報
- サ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第5条第1項の特定医療費の支給に関する情報

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術高等学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第12号

兵庫県立職業能力開発校運営規則及び兵庫県立但馬技術高等学校管理規則の一部を改正する規則

（兵庫県立職業能力開発校運営規則の一部改正）

第1条 兵庫県立職業能力開発校運営規則（昭和48年兵庫県規則第18号）の一部を次のように改正する。

別表兵庫県立ものづくり高等学校姫路職業能力開発校の款短期課程の項〇A事務科の目及び兵庫県立但馬技術高等学校豊岡職業能力開発校の款普通課程の項メカトロニクス科の目を削り、同項に次のように加える。

|       |    |     |
|-------|----|-----|
| 機械技術科 | 2年 | 20人 |
|-------|----|-----|

別表兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校の款に次のように加える。

|      |       |    |     |
|------|-------|----|-----|
| 短期課程 | OA事務科 | 1年 | 20人 |
|------|-------|----|-----|

(兵庫県立但馬技術大学校管理規則の一部改正)

第2条 兵庫県立但馬技術大学校管理規則(昭和58年兵庫県規則第31号)の一部を次のように改正する。

別表第1機械制御工学科の項を削り、同表に次のように加える。

|          |    |           |     |
|----------|----|-----------|-----|
| 機械工学科    | 2年 | 2,800時間以上 | 20人 |
| 総合ビジネス学科 | 1年 | 1,400時間以上 | 20人 |

別表第2機械制御工学科の項を削り、同表に次のように加える。

|          |       |
|----------|-------|
| 機械工学科    | 機械技術科 |
| 総合ビジネス学科 | OA事務科 |

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第1条中兵庫県立職業能力開発校運営規則別表兵庫県立但馬技術大学校豊岡職業能力開発校の款普通課程の項メカトロニクス科の目を削る改正規定並びに第2条中兵庫県立但馬技術大学校管理規則別表第1機械制御工学科の項及び別表第2機械制御工学科の項を削る改正規定は、平成30年4月1日から施行する。



産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。  
平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第13号

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則の一部を改正する規則

産業立地の促進による経済及び雇用の活性化に関する条例施行規則(平成14年兵庫県規則第57号)の一部を次のように改正する。

第7条第2項第2号中「従業員をいう。」の右に「第6項第2号、第11条第2号イ及び第15条第2号を除き、」を加え、同条第5項中「第7条第1号イ」を「第8条第1号イ」に、「第2条第1項」を「第2条第3項」に改め、「区域をいう。」の右に「をその区域に含む都道府県の区域、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項に規定する指定都市の区域」を加え、同条第6項第2号中「新規従業員」の右に「(確認申請書提出日以後に、新たに従業員として雇用された者又は新たに県内に配置転換された従業員をいう。第11条第2号イ及び第15条第2号において同じ。)」を加える。

第19条第3項中「又は条例第9条第1項、第10条若しくは第11条の規定による不動産取得税の不均一課税」を削り、「昭和39年兵庫県条例第63号」の右に「。以下「県税条例」という。」を加え、「又は第53条第1項」を削り、「申告期限」の右に「又は地方税法(昭和25年法律第226号)第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書を提出すべき日」を加え、「(様式第1号)又は」を「(様式第1号)を、条例第9条第1項、第10条又は第11条の規定による不動産取得税の不均一課税を受けようとするときは、県税条例第53条第1項に規定する申告期限までに」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県規則第14号

## 兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則（昭和52年兵庫県規則第5号）の一部を次のように改正する。  
第6条第1項中第8号を第9号とし、第4号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第3号の次に次の1号を加える。

(4) 木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成8年法律第47号）第15条の適用を受けるもの 12年以内

第6条第2項中「第4号、第5号又は第8号」を「第5号、第6号又は第9号」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の兵庫県林業・木材産業改善資金貸付規則の規定は、この規則の施行の日以後に貸し付ける林業・木材産業改善資金について適用し、同日前に貸し付けた林業・木材産業改善資金については、なお従前の例による。

~~~~~

森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

## 兵庫県規則第15号

## 森林組合に関する手続を定める規則の一部を改正する規則

森林組合に関する手続を定める規則（昭和54年兵庫県規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び森林組合法施行規則（昭和53年農林水産省令第1号）」を「、森林組合法施行規則（平成18年農林水産省令第46号）及び森林組合法の規定による認可地縁団体への組織変更に関する省令（平成29年総務省・農林水産省令第1号）」に改める。

第2条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 森林組合は、法第10条第4項の規定により軽微な事項に係る信託規程の変更の届出をするときは、森林組合信託規程変更届（様式第1号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 変更した条項の新旧対照表

(2) 信託規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

第4条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 森林組合は、法第19条第4項の規定により軽微な事項に係る共済規程の変更の届出をするときは、森林組合共済規程変更届（様式第4号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 変更した条項の新旧対照表

(2) 共済規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

第5条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

4 森林組合は、法第24条第4項の規定により軽微な事項に係る林地処分事業実施規程の変更の届出をするときは、森林組合林地処分事業実施規程変更届（様式第5号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

(1) 変更した条項の新旧対照表

(2) 林地処分事業実施規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

第6条の2中「様式第6号の2」を「様式第6号の4」に改め、同条を第6条の3とし、第6条の次に次の1条を加える。

(森林経営規程の制定、変更又は廃止の承認の申請等)

第6条の2 森林組合は、法第26条の3第1項の規定により森林経営規程の制定の承認を受けようとするとき

は、森林組合森林経営規程制定等承認申請書（様式第6号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 森林経営規程
- (2) 森林経営事業に関する定款の規定を記載した書面
- (3) 森林経営規程の制定を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

2 森林組合は、法第26条の3第3項の規定により森林経営規程の変更の承認を受けようとするときは、森林組合森林経営規程制定等承認申請書に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 変更しようとする条項の新旧対照表
- (2) 森林経営規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

3 森林組合は、法第26条の3第3項の規定により森林経営規程の廃止の承認を受けようとするときは、森林組合森林経営規程制定等承認申請書に森林経営規程の廃止を議決した総会又は総代会の議事録の謄本を添えて、これを知事に提出しなければならない。

4 森林組合は、法第26条の3第4項の規定により軽微な事項に係る森林経営規程の変更の届出をするときは、森林組合森林経営規程変更届（様式第6号の3）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 変更した条項の新旧対照表
  - (2) 森林経営規程の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本
- 第7条の見出し中「申請」を「申請等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林組合は、法第61条第4項の規定により軽微な事項に係る定款の変更の届出をするときは、森林組合定款変更届（様式第7号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 変更した条項の新旧対照表
- (2) 定款の変更を議決した総会又は総代会の議事録の謄本

第10条の次に次の1条を加える。

（組織変更の認可の申請）

第10条の2 生産森林組合は、法第100条の8第1項又は第100条の16第1項の規定により組織変更の認可を受けようとするときは、生産森林組合組織変更認可申請書（様式第10号の2）に次に掲げる書類を添えて、これを知事に提出しなければならない。

- (1) 組織変更計画
- (2) 組織変更を議決した総会の議事録の謄本
- (3) 定款
- (4) 組織変更議決時の財産目録及び貸借対照表
- (5) 法第100条の3第6項において読み替えて準用する法第66条第2項の規定による手続をしたことを証する書面
- (6) 法第100条の3第6項において準用する法第67条第2項の規定による手続をしたときは、そのことを証する書面
- (7) 前各号に掲げるもののほか、知事が別に定める書類

第11条中「第3条」を「第2条」に改める。

第12条の2中「あつた」を「あった」に改める。

第15条中「第12条まで」を「第10条まで、第11条、第12条」に、「第1項第2号」を「第1項第1号」に改め、「(第1号、第5号及び第6号を除く。）」及び第12条の4」を削り、同条に次の1項を加える。

2 前項の規定により第11条及び第12条の3の規定を準用する場合においては、第11条中「、組合等登記令」とあるのは「組合等登記令」と、「ときは」とあるのは「とき並びに法第100条の10第1項（法第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同令第26条第11項及び第12項の規定による登記を完了したときは」と、第12条の3中「次に掲げる訴え」とあるのは「第2号から第4号までに掲げる訴え及び法第100条の12（法第100条の18及び第100条の24において準用する場合を含む。）において準用する会社法第828条第1項（第6号に係る部分に限る。）の規定による生産森林組合の組織変更の無効の訴え」と、同条第2号及び第3号中「第64条」とあるのは「第100条第2項及び第3項」と、同条第4号中「第67条第3項」とあるのは「第100条第2項において準用する法第67条第3項」と読み替えるものとする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第1号の2 (第2条関係)

森林組合信託規程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所在地.....  
名 称.....  
代表者の氏名.....

議 決 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

様式第4号の次に次の1様式を加える。  
様式第4号の2（第4条関係）

森林組合共済規程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所在地.....  
名 称.....  
代表者の氏名.....

議 決 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

様式第5号の次に次の1様式を加える。  
様式第5号の2（第5条関係）

森林組合林地処分事業実施規程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者 所在地.....  
名 称.....  
代表者の氏名.....

議 決 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

様式第6号の2中「第6条の2」を「第6条の3」に、「あつては」を「あつては」に改め、同様式を様式第6号の4とし、様式第6号の次に次の2様式を加える。

様式第6号の2（第6条の2関係）

森林組合森林経営規程制定等承認申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者所在地.....  
名 称.....  
代表者の氏名.....印

制定、変更又は 廃止の別	
議決の年月日	年 月 日
変更又は廃止の場合は、 その事由	

様式第6号の3 (第6条の2関係)

森林組合森林経営規程変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者所在地.....  
名 称.....  
代表者の氏名.....

議 決 の 年 月 日	年 月 日
変 更 の 事 由	

様式第7号の次に次の1様式を加える。  
様式第7号の2（第7条関係）

森林組合定款変更届

年 月 日

兵庫県知事 様

届出者所在地.....  
名 称.....  
代表者の氏名.....

議 決 の 年 月 日	年 月 日
定 款 の 変 更 の 事 由	



様式第8号中「殿」を「様」に、「あつては」を「あつては」に改める。  
様式第10号の次に次の1様式を加える。  
様式第10号の2（第10条の2関係）

生産森林組合組織変更認可申請書

年 月 日

兵庫県知事 様

申請者 所在地.....  
名 称.....  
代表者の氏名.....印

議 決 の 年 月 日		年 月 日
組 織 変 更 予 定 年 月 日		年 月 日
組 織 変 更 後 の 法 人	名 称	
	所 在 地	
組 織 変 更 の 事 由		

様式第17号中「とつた」を「とつた」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第7条の見出しの改正規定、同条に1項を加える改正規定、第11条及び第12条の2の改正規定、様式第7号の次に1様式を加える改正規定並びに様式第8号及び様式第17号の改正規定は、公布の日から施行する。



民有林林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則16号**

**民有林林道事業補助金交付規則の一部を改正する規則**

民有林林道事業補助金交付規則（昭和36年兵庫県規則第17号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「行なう」を「行う」に改め、同条第2項中「又は改良する」を「改良し、又は保全する」に改める。

第3条第1項中「行なう」を「行う」に改め、「森林組合」の右に「、生産森林組合」を加え、同条第2項を削る。

第4条中「前条第1項」を「前条」に、「行なう」を「行う」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



豊かな海づくり資金利子補給規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第17号**

**豊かな海づくり資金利子補給規則及び兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則**

（豊かな海づくり資金利子補給規則の一部改正）

第1条 豊かな海づくり資金利子補給規則（昭和47年兵庫県規則第46号）の一部を次のように改正する。

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

第2条第2項中「兵庫県信用漁業協同組合連合会」を「なぎさ信用漁業協同組合連合会」に改める。

（兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正）

第2条 兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和54年兵庫県規則第114号）の一部を次のように改正する。

第12条第2項中「兵庫県信用漁業協同組合連合会」を「なぎさ信用漁業協同組合連合会」に改める。

別表第4中「第65条の3の」を「第65条の6の」に、「第65条の3第4項」を「第65条の6第4項」に、「中間検査、」を「中間検査」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第2条中兵庫県沿岸漁業改善資金貸付規則別表第4の改正規定は、公布の日から施行する。



漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**兵庫県規則第18号**

**漁業監督吏員の資格を定める規則の一部を改正する規則**

漁業監督吏員の資格を定める規則（平成12年兵庫県規則第25号）の一部を次のように改正する。

本則第3号を次のように改める。

(3) 漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第30条第3号に掲げる者

附 則

この規則は、公布の日から施行する。



環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第19号

環境の保全と創造に関する条例施行規則の一部を改正する規則

環境の保全と創造に関する条例施行規則（平成8年兵庫県規則第1号）の一部を次のように改正する。  
第15条第3項第2号中「第1条の2第7項第2号イからニまで」を「第1条の2第9項第2号イからニまで」に改める。

第42条の2の2中「第4条の2第2項」を「第4条の2第1項」に、「市準則」を「市町村準則」に、「市は」を「市町は」に改める。

別表第18中「建ぺい率」を「建蔽率」に、「第4条の2第3項」を「第4条の2第2項」に改める。

様式第36号（裏面）の部中「又は飛散させる者」を「若しくは飛散させる者、特定自動車を運転し、若しくは使用する者又は荷主等」に改め、「その者の帳簿書類」の右に「、自動車検査証」を加え、「処理する施設その他の物件を検査させる」を「処理する施設、自動車その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせる」に、

「  
（4） 第152条第1項又は第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
」

を  
「  
（4） 第152条第1項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者  
（5） 第152条第3項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者  
」

に改める。

様式第37号（裏面）の部中「第91条第3項各号」を「第91条第3項本文」に、「第163条」を「第162条の2」に、「20万円」を「30万円」に、「(6)」を「(4)」に改める。

様式第38号（裏面）の部中「指定野生動植物種保存地域、」を「指定野生動植物種保存地域」に、「第163条」を「第162条の2」に、「20万円」を「30万円」に、「(7)」を「(5)」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、第15条第3項第2号の改正規定、別表第18の改正規定（「建ぺい率」を「建蔽率」に改める部分に限る。）及び様式第36号から様式第38号までの改正規定は、公布の日から施行する。



兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年3月31日

兵庫県知事 井戸敏三

兵庫県規則第20号

兵庫県港湾施設管理条例施行規則の一部を改正する規則

兵庫県港湾施設管理条例施行規則（昭和36年兵庫県規則第49号）の一部を次のように改正する。

別表第1 尼崎西宮芦屋港の項中

「  
東海岸町沖4号岸壁 | -12 | 3 |  
」

を  
「

東海岸町沖 4 号岸壁	-12	3
東海岸町沖 5 号岸壁	-12	3

に改める。

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。



収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

兵庫県規則第21号

収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

収入証紙条例施行規則（昭和39年兵庫県規則第43号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料（同条例別表第 4 に掲げるもの）の項65中 (3) の次に (4) として次のように加える。

(4) 低炭素建築物新築等計画軽微変更該当証明申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項66中 (3) を (7) とし、(7) の前に (6) として次のように加える。

(6) 建築物エネルギー消費性能向上計画軽微変更該当証明申請手数料

別表第 1 使用料及び手数料徴収条例に基づく手数料(同条例別表第 4 に掲げるもの)の項66中 (2) を (5) とし、(1) を (4) とし、(4) の前に (1) から (3) までとして次のように加える。

(1) 建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料

(2) 変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画に係る適合性判定申請手数料

(3) 建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更該当証明申請手数料

附 則

この規則は、平成29年 4 月 1 日から施行する。

告 示

兵庫県告示第399号

平成14年兵庫県告示第1443号（民有林林道事業補助金交付要綱）の一部を次のように改正し、平成29年 4 月 1 日から施行する。

平成29年 3 月31日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

第 1 中「交付する民有林林道事業（森林居住環境整備事業及び間伐等森林整備促進対策事業を除く。以下「事業」という。）」を「交付する民有林林道事業（農山漁村地域整備交付金、地方創生道整備推進交付金、及び森林環境保全整備事業。以下「事業」という。）」に改める。

第 2 の表を次のように改める。

事業名	事業 メニュー	採択基準	補助率
1 農山漁 村地域整 備交付金 及び地方 創生道整	(i) 育成林 整備事業	(I) 森林管理道開設 次に掲げるすべての要件に該当するものとする。 1 森林法（昭和26年 6 月26日法律第249号）第 5 条 に基づく地域森林計画（以下「地域森林計画」と いう。）に記載された林道であること。	(I) 森林管理道開設 ○利用区域50(過疎地 域等30)～1,000ヘク タールにあっては、 過疎・振興山村地域

<p>備推進交付金</p>	<p>2 市町村森林整備計画に記載された林道であること。</p> <p>3 林道規程（昭和48年4月1日付け48林野道第107号林野庁長官通知。以下「林道規程」という。）に規定する自動車道であること。</p> <p>4 森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件（平成14年10月15日付け農林水産省告示第1630号。以下「告示」という。）付録第1（第6項第2号関係）に定める算式により算出した数値が0.9以上であること。ただし、防火林道整備事業実施要領（平成4年4月9日付け4林野基第241号林野庁長官通知）に基づき開設する林道にあつては、適用しないものとし、峰越連絡林道の幹線にあつては1.2以上であること。</p> <p>5 当該路線の利用対象となる地域内の森林面積（以下「利用区域内森林面積」という。）が50ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が1キロメートル以上であること。ただし、次のいずれかに該当するものについては、利用区域内森林面積が30ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が0.8キロメートル以上であること。</p> <p>(1) 「長期育成循環型路網整備事業の実施について」（平成13年3月30日付け13林整整第716号林野庁長官通知）に基づき開設する林道（以下「長期育成循環型路網」という。）における支線に相当する林道</p> <p>(2) 過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（同法第33条第1項又は第2項の規定により過疎地域とみなされる区域を含む。以下「過疎地域」という。）、昭和55年3月31日における過疎地域対策緊急措置法（昭和45年法律31号）第2条第1項に規定する過疎地域又は平成12年3月31日における過疎地域活性化特別措置法（平成2年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域に該当する地域で過疎地域以外のもの（以下「旧過疎地域」という。）、特定市町村等の要件等について（平成17年3月23日付け林整計第343号林野庁長官通知）の第2の規定による特定市町又は準特定市町、水源地域対策特別措置法（昭和48年法律第118号）第3条第1項の水源地域のいずれかに該当する地域</p> <p>(3) 水源山地において複層林施業を行うための保安施設事業と林道の開設とを一体とした事業に係る林道及び特定保安林の整備を行うために開設する林道</p>	<p>は100分の63.5以内、その他の地域は100分の58.5以内</p> <p>○間伐林道 森林組合等が行う過疎・振興山村地域は100分の68.5以内、その他は100分の63.5以内</p> <p>○峰越連絡林道 幹線林道にあつては、100分の63.5以内、森林組合等が行う場合は300分の240.5以内、その他の林道にあつては100分の63.5以内</p>
---------------	--	---

	<p>6 長期育成循環路網の幹線にあつては、利用区域内森林面積が500ヘクタール以上で、かつ、全体計画延長が、おおむね1キロメートル以上であること。</p> <p>7 峰越連絡林道にあつては、幹線は当該林道とこれに直接接続する既設の林道とを一つの路線とみなしたときの当該路線の利用対象となる区域（以下「直接利用区域」という。）が告示第9項に定める基準を満たすもの、その他は直接利用区域が告示第8項第1号に定める基準を満たすものとする。</p> <p>8 利用区域内森林面積に対し延べ面積で10パーセント以上に相当する森林において、森林の整備（地方単独事業等によるもの及び主伐を含む。）が計画されていること。</p> <p>9 峰越連絡林道については、開設に要する総事業費が2億4千万円以上であること。ただし、林道以外の道路施設と重複する路線は除外する。</p> <p>10 その他林道事業路線審査方針による。</p> <p>（Ⅱ）林業専用道開設 次に掲げるすべての要件に該当するものとする。</p> <p>1 地域森林計画に記載された林道であること。</p> <p>2 市町村森林整備計画に記載された林道であること。</p> <p>3 林道規定に定める自動車道2級であること。</p> <p>4 林業専用道作設指針の制定について（平成22年9月24日付け22林整整第602号林野庁長官通知）に基づき県が作成した林業専用道作設指針に適合すること。</p> <p>5 開設効果指数が0.9以上であること。</p> <p>6 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であり、かつ、全体計画延長が0.2キロメートル以上であること。</p>	<p>（Ⅱ）林業専用道 ○過疎・振興山村地域は100分の63.5以内、その他の地域は100分の58.5以内</p>
<p>(2) 共生環境整備事業</p>	<p>森林管理道開設については、育成林整備事業の採択基準に準じ、森林管理道改良については、林道改良事業採択基準に準ずる。ただし、育成林整備事業の採択基準の（Ⅰ）8に規定する森林の整備が、主として本事業及び本事業と同様の目的で行われる見込みの路線又は本事業で整備する森林へのアクセスにも資する路線のいずれかを対象とする。</p>	<p>○森林管理道開設及び峰越連絡林道育成林整備事業の補助率に準ずる。</p> <p>○森林管理道改良林道改良事業の補助率に準ずる。</p>
<p>(3) 林道改良事業</p>	<p>1 林道規程に規定する自動車道の改良であること。</p> <p>2 地域森林計画に記載された林道であること。</p> <p>3 市町村森林整備計画に記載された林道であること。</p>	<p>○幹線林道の改良にあつては100分の56.5以内、その他の林道の改良にあつては100分の36.5以内</p>

4 1箇所の事業費が900万円以上であること。ただし、林道の機能を向上し、当該路線の利用対象となる地域内の人家又は公共施設に対する環境改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、林道を舗装する工事については、舗装に要する総事業費が2,400万円以上であること。

5 対象とする路線は幹線林道とその他の林道に区分することとし、それぞれの林道の区分ごとの利用区域内森林面積及び告示付録第4（第14項第2号関係）に定める算式により算出した数値（以下「改良効果指数」という。）が次の(1)の基準を満たすこと。ただし、4の舗装工事においては、対象とする路線は、その舗装される林道の利用区域内森林面積により、幹線林道（告示第13項に定める基準以上のもの）とその他の林道に区分する。なお、複数の市町等の事業主体が連携して連続する路線の事業計画を作成する場合にあっては、当該路線の全体を一路線として取り扱うものとし、この場合には、林道の整備や利用区域内森林の整備に関連する市町、森林組合等の関係者からなる協議会等において、林道及び森林の整備の予定等について協議し、調整を行うこととする。

(1) 利用区域内森林面積、改良効果指数の最低基準は、幹線林道にあっては告示第14項第1号及び第2号に定める基準、その他にあっては50ヘクタール及び0.9とする。

(2) 過疎地域、旧過疎地域に係る路線の基準については、(1)の規定を準用するものとし、この場合において、「50ヘクタール」とあるのは「30ヘクタール」と読み替えるものとする。

6 交通安全施設については、次のいずれかを満たすものであること。

- (1) 過去に重大な交通事故が発生した路線
- (2) 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線

7 林道改良の種類は、次に掲げるものとする。

(1) 橋梁改良

架設後5年以上経過した橋梁で、その機能が喪失しているもの若しくは著しく低下していると認められるものを永久構造の橋梁（必要最小限度の取付道路を含む。）に架け替える工事又は当該橋梁を架け替えることが著しく困難若しくは不適当な場合において、これに代わるべき必要な施設を新設する工事及び橋梁を塗装する工事

(2) 局部改良

開設後5年以上を経過した林道について、林道規程に定める勾配又は曲線半径の制限を超え

○幹線林道の舗装にあっては100分の56.5以内、その他の林道の舗装にあっては、300分の119.5以内

る箇所等の勾配又は曲線を修正する工事及び待避所（車廻しを含む。）、土場施設、排水施設、防護施設、路側施設を新設又は改築する工事並びに路床、路盤及び踏切道の構造を改築する工事

(3) 幅員拡張

開設後5年以上を経過した林道であって、林道規程に定める自動車道に該当するものについて、その全幅員（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員とを加えたものをいう。）4.0メートル未満のものを4.0メートル以上のものとする工事及び全幅員5.0メートル未満のものを5.0メートル以上のものとする工事

(4) 作業ポイント

林道の主要な地点において、森林施業の各工程に係る高性能林業機械等による効率的な作業等に利用する用地及び取付道路を整備する工事

(5) 接続路整備

林道から森林内への地形の変化点（緩傾斜部）まで、比較的急勾配で配置する部分的な舗装された道等であって、これに接続することにより、森林作業道等の開設が容易になるもの（接続路）を整備する工事

(6) 雪害防止

冬山生産が行われている地域にある林道、雪害により路体に被害を及ぼすおそれがあるため予防施設を必要とする林道及び沿道に人家又は公共施設がある林道について、雪害防止施設（治山事業5箇年計画に係るものを除く。）を新設する工事

(7) ずい道改良

施工後5年以上を経過したずい道で、その断面が林道規程に定める建築限界を満足しないもの等及び落石、落盤等により著しく通行に支障があると認められるものを改築する工事

(8) 法面保全

林道に係る法面の崩壊、土砂の流出等を防止するために必要な施設を新設又は改築する工事

(9) 山火事防止

(1)から(8)までに掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事

(10) ふれあい施設

林道周辺を修景する工事並びに林道沿線広場及び簡易な休憩舎等の施設を新設若しくは改築する工事

(11) 交通安全施設

道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改築する工事



		<p>ただし、その他の林道については、以下のいずれかを満たすものとする。</p> <p>ア 過去に重大な交通事故が発生した路線 イ 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線</p> <p>(12) 災害避難施設 自然災害発生時に林道と一体として機能する避難広場、避難歩道、防火水槽、安全情報伝達施設（地域防災計画等に定められてる避難広場に限る。）、誘導灯、転落防止柵等の施設を新設又は改築する工事</p> <p>(13) 林道情報伝達施設 気象情報、交通情報等を伝達するために必要な林道情報表示施設及び雨量計等の観測施設を新設又は改築する工事</p> <p>(14) 自然共生施設 自然環境との共生を積極的に推進するため、郷土樹種の植栽、小動物の脱出できるスロープ付き側溝等を整備する工事</p> <p>(15) 舗装 林道の機能を向上し、当該路線の利用対象となる地域内の人家又は公共施設に対する環境改善及び林業従事者の就業環境の改善に資するため、林道を舗装する工事</p> <p>8 その他林道事業路線審査方針による。</p>	
	<p>(4) 林道点検診断・保全整備事業</p>	<p>個別施設計画を策定するための点検診断並びに個別施設計画等に基づき実施される点検診断、補修等で次の要件に該当するものとする。</p> <p>1 林道台帳に登載された、既設林道の橋梁、トンネル及びその他重要な施設を対象に健全性や耐震性に係る点検診断であること。</p> <p>2 前項に規定する点検診断等の結果に基づき、測量・設計並びに施設の補修及び更新等を実施するものであること。</p> <p>3 1箇所当たりの事業費は40万円以上、900万円未満であること。ただし、点検診断については、この限りでない。</p>	<p>100分の56.5以内</p>
<p>2 森林環境保全整備事業</p>	<p>林業専用道整備事業</p>	<p>(Ⅰ) 林業専用道開設 1 1 (1) 育成林整備事業 (Ⅱ) 林業専用道開設の採択基準に準じ、かつ、原則として当該路線の完成の同一年度内に、当該路線を計画に含む森林経営計画等の計画区域内において、森林環境保全直接支援事業による間伐等を実施することが確実に見込まれるものとする。</p> <p>(Ⅱ) 林業専用道等改良 1 地域森林計画に計画が記載されていること。</p>	<p>(Ⅰ) 林業専用道開設 過疎・振興山村地域は100分の63.5以内、その他の地域は100分の58.5以内</p> <p>(Ⅱ) 林業専用道等改良</p>

		<p>2 市町村森林整備計画に計画が記載されていること。</p> <p>3 1箇所の事業費が200万円以上であること。</p> <p>4 利用区域内森林面積及び直接の対象となる森林の面積が10ヘクタール以上であること。</p> <p>5 改良効果指数が0.9以上であること。</p> <p>6 交通安全施設については、次のいずれかを満たす路線であること。</p> <p>(1) 過去に重大な交通事故が発生した路線</p> <p>(2) 具体的な事例をもって、重大な交通事故を回避するために必要と認められる路線</p> <p>7 林業専用道等改良の種類は、次に掲げるものとする。</p> <p>(1) 局部改良 林道改良事業に準じる。</p> <p>(2) 幅員拡張 開設後5年以上を経過した林業専用道等について、その全幅員（林道規程に定める車道幅員と路肩幅員を加えたものをいう。）3.5メートル未満のものを3.5メートル以上とする工事</p> <p>(3) 法面保全 林道改良事業に準じる。</p> <p>(4) 舗装 雨水等による路面の侵食に対する耐久性等の機能を向上するため、林業専用道等を舗装する工事</p> <p>(5) 橋梁改良 林道改良事業に準じる。</p> <p>(6) 交通安全施設 道路標識、道路反射鏡、視線誘導標、防護柵、照明施設又は区画線を新設又は改築する工事</p> <p>(7) 雪害防止 林道改良事業に準じる。</p> <p>(8) 山火事防止 前各号に掲げる工事に併せ山火事を防止するために必要な施設を新設する工事</p> <p>(9) 災害避難施設 林道改良事業に準じる。</p>	<p>○改良 100分の36.5以内</p> <p>○舗装 300分の119.5以内</p>
--	--	--	--

第3(4)を次のとおり改める。

- (4) 開設し、又は改良及び点検診断・保全整備（以下「開設等」という。）しようとする林道が当該林道を開設等しようとする者の地区以外の地区に関係があるときは、当該開設等についての当該関係のある者との協定書の写し

第3(6)を次のとおり改める。

- (6) 森林管理道開設及び林業専用道開設事業に係る新規計画路線にあつては全体設計書（様式第3号）、5000分の1の基本図（線形、利用区域及び主たる構造物を図示したもの。）及び現況写真、林道改良事業、林業専用道等改良事業及び林道施設点検診断・保全整備事業にあつては当該年度分設計書

第4(1)中「(様式第5号)」を「(様式第5-1号、様式第5-2号、様式第5-3号)」に改める。

第5(1)中「(様式第5号)」を「(様式第5-1号、様式第5-2号、様式第5-3号)」に改める。

第6(1)を削り、第6(2)を第6(1)とし、第6(3)を第6(2)とし、第6(4)を第6(3)とする。  
 第6(5)を削り、第6(6)を第6(4)とする。

様式第1号中

「

区分	開設		改良		舗装	
----	----	--	----	--	----	--

」

を

「

区分	開設		改良		舗装		点検 診断		保全 整備	
----	----	--	----	--	----	--	----------	--	----------	--

」

に改める。

様式第2号(2)中

「

区 分		予 算 額 (精算額)	摘 要
工事請負額			
工 事 雑 費			
	計		
事 務 雑 費			
	計		
合 計			

」

を

「

区 分		予 算 額 (精算額)	摘 要
工事請負額			

合 計		

に改める。

様式第4号中

「

区分	開設		改良		舗装	
----	----	--	----	--	----	--

」

を

「

区分	開設		改良		舗装		点検 診断		保全 整備	
----	----	--	----	--	----	--	----------	--	----------	--

」

に、

「(様式第9号)」を「(様式第5-1号、様式第5-2号、様式第5-3号)」

に、

「(様式第5号)」を「(様式第2号)」

に改める。

様式第5-1号を次のとおり改める。



様式第5-2号を次のとおり改める。

様式第5-2号

林道改良関係事業

1 事業名等

事業名： 注) 実施する事業名を記載すること。(本要綱第2の事業名を記載すること。)

事業メニュー： 注) 実施する事業メニューを記載すること。(本要綱第2の事業メニューを記載すること。)

2 内容及び経費の配分(成績書)

林道の区分	事業区分	路線名	全幅員	路線位置	施行主体	改良の種類	施行箇所 の番号	事業内容		事業費 (施行主体 経費)	内訳			備考
								幅員	施行延長		県補助金	負担金	施行主体 その他	

- 注) 1 林道の区分については「幹線」、「その他の林道」、「林業専用道」に区分すること。  
 2 事業区分については、「改良」と「舗装」に区分すること。  
 3 林道の区分別、事業区分別及び路線別に集計し、最後に合計すること。  
 4 この表には、林道改良関係事業箇所別事業費明細書を添付すること。

平成 年度 林道改良関係事業箇所別事業費明細書

路線名	事業区分	施行主体 経費	施行主体経費内訳					工事完成 予定 年月日
			本工事費	付帯工事費	その他	事業費計	工事内容	

注) 1 工事内容欄には主たる工種名及びその数量を記載すること。

様式第5-3号を次のとおり改める。

様式第5-3号

林道施設点検診断・保全整備事業

1 事業名等

事業名： 注) 実施する事業名を記載すること。(本要綱第2の事業名を記載すること。)

事業メニュー： 注) 実施する事業メニューを記載すること。(本要綱第2の事業メニューを記載すること。)

2 内容及び経費の配分(成績書)

事業細目	路線名	施行場所	施行主体名	林道施設				施行主体経費	内訳			備考
				名称	幅員	延長	構造		県補助金	負担金	施行主体その他	
点検診断												
保全整備												
合計												

注) 1 事業細目別に計をとり、最後に合計すること。

2 この表には、林道点検診断・保全整備事業箇所別事業費明細書を添付すること。

平成 年度 林道点検診断・保全整備箇所別事業費明細書

路線名	施行主体経費	施行主体経費内訳					工事完了予定年月日
		本工事費	調査費	その他	事業費計	事業内容	

注) 1 事業内容欄には主たる工種名及びその数量を記載すること。

様式第6号中

「

区分	開設		改良		舗装	
----	----	--	----	--	----	--

」

を

「

区分	開設		改良		舗装		点検 診断		保全 整備	
----	----	--	----	--	----	--	----------	--	----------	--

」

に、

「(様式第5号)」を「(様式第5-1号、様式第5-2号、様式第5-3号)」

に改める。

様式第9号中

「

事業名											
路線名		線			施工箇所			郡 町大字 字 市			
計画		延長		m		事業量 (A)			円		
着工年 月日	年 月 日	工事完了 (予定) 年月日		年 月 日	請負契約 締結年月 日	年月日	補助金 受給額		円		
工 事 残 量											
未完成部分		未着工部分			事業費計 (B)			(B) / (A)			
延長		事業費		延長		事業費					
m		円		m		円		円 %			

」

を

「

事業名											
路線名		線			施工箇所			郡 町大字 字 市			
計画		事業量				事業費 (A)			円		
着工年 月日	年 月 日	工事完了 (予定) 年月日		年 月 日	請負契約 締結年月 日	年月日	補助金 受給額		円		
工事残量											
未完成部分		未着工部分			事業費計 (B)			(B) / (A)			
事業量		事業費		事業量		事業費					



	円		円		円		%
--	---	--	---	--	---	--	---

に改める。

様式第10号中「延長： m」を「事業量：」に改める。

様式第11号中

「

区分	開設		改良		舗装	
----	----	--	----	--	----	--

」

を

「

区分	開設		改良		舗装		点検 診断		保全 整備	
----	----	--	----	--	----	--	----------	--	----------	--

」

に、

「(様式第5号)」を「(様式第5-1号、様式第5-2号、様式第5-3号)」

に改める。

様式第13号中

「

区分	開設		改良		舗装	
----	----	--	----	--	----	--

」

を

「

区分	開設		改良		舗装		点検 診断		保全 整備	
----	----	--	----	--	----	--	----------	--	----------	--

」

に改める。

様式第14号中

「

区分	開設		改良		舗装	
----	----	--	----	--	----	--

」

を

「

区分	開設		改良		舗装		点検 診断		保全 整備	
----	----	--	----	--	----	--	----------	--	----------	--

」

に改める。